

パテルノストロと条約改正

森

征

一

- (一) はじめに
- (二) パテルノストロと国際法学
- (三) パテルノストロと条約改正
- (四) 終わりに

(一) はじめに

近代国際社会は、資本主義の発展する中で、西欧の圧倒的な力を背景に、西欧の同質的なキリスト教文明国家の間の勢力均衡によって成り立っていた。そしてこのようなヨーロッパ国家系からなる近代国際社会を基盤として、近代国際法が引き出されたのである。したがって当然のことながら、この近代国際法は、理論的には一つの普遍的法体系として構成されるが、現実にはヨーロッパの国際団体の構成員たるキリスト教文明国のみを法主体として限定していたのである。この意味で、近代国際法はまさに近代西欧文明の産物であった。ヨーロッパ世界の優越的地位を反映し

て、キリスト教的ヨーロッパ文明国家を中心とする特殊な国際法観に立つ、この伝統的ヨーロッパ国際法は、非キリスト教非文明国の非ヨーロッパ地域の諸国をヨーロッパ文明諸国の支配の対象とみなしたのである。⁽¹⁾

したがって、西欧列強が市場を求めて非ヨーロッパ地域に進出するなかで、開国を迫られた日本を初めとする東洋の非文明国が文明国と締結した条約は、従属的で不平等なものとならざるをえなかった。それゆえ、領事裁判権の承認に象徴されるこの不平等条約を改正し、国際社会の平等で独立した一員として近代国際法の適用をうけることができるようになるためには、非文明諸国は西欧のような文明国に向かって前進する以外にはなかった。

わが国の条約改正も、このような近代国際法の論理を前提として、わが国の西欧化の中で展開されるのである。そしてその中心的課題が法典編纂であった。⁽²⁾ このことは、民法商法典の断行か延期かをめぐる、いわゆる法典論争のさなかの明治二五年五月二六日、榎本武揚外相が貴族院で行った演説によく示されている。榎本は断行を主張している。

条約改正交渉が「好結果ヲ見ルニ至ラザリシハ、詰ル所……到底文明ノ社会ニ適用スベキ法典ガマダ出来上ツテ居ラナンダ故ニ、締盟各国政府ハ領事裁判ノ撤去ヲ容易ニ承知シマセナンダ、然ルニ諸君今ハ如何デアリマセフカ、彼ノ忌ムベキ厭フベキ領事裁判ヲ撤去スルニ必要ナル……法典ハ将ニ明年一月ヲ以テ実施セラルル筈デアリマセヌカ、今天下挙ツテ現行条約ヲ改正セントスルニ拘ラズ……其第一ニ必要ナル法典ヲ延期セント欲スル」とは何事か。⁽³⁾

この榎本演説は実は一人の外国人法律家の助言に基づいていたといわれる。それは、明治二二年（一八八九年）、司法省雇い外国人法律顧問としてイタリアから来日したアレッシサンドロ・パテルノストロ（Alessandro Paternostro, 1852-1896）であつた。⁽⁴⁾ 本稿では、わが国の条約改正に大きな功績を残したパテルノストロの国際法学者としての側面からその活動の足跡を追ってみたい。⁽⁵⁾

（1）近代国際法については、藤田久一「東洋諸国への国際法の適用——一九世紀国際法の性格——」、『関西大学法学部百周年記念論文集 上巻』（昭和六一年二月）、一三五頁以下が有益である。なお、同「国際法講義 I 国家・国際社会」東京大

学出版会、一九九二年、八頁以下も参照。

(2) わが国の条約改正については、松井芳郎「近代日本と国際法」季刊科学と思想、一三号（一九七四年七月）八七―九七頁、とくに八九頁、一四号（一九七四年）一五二―一六七頁参照。

(3) 外務省調査局監修・日本学術振興会編纂『条約改正関係 日本外交文書 追補』日本国際連合協会、昭和二八年、二二六頁以下。

(4) 武藤智雄「パテルノストロ家訪問記」法律時報、第九卷第二二号、昭和二二年、三三頁。

(5) パテルノストロについては、梅溪昇『お雇い外国人——政治・法制——』鹿島出版会、昭和四六年、二〇七頁以下、拙稿「司法省お雇いイタリア人アレックスサンドロ・パテルノストロ来日の経緯」法学研究、第五三卷二二号、昭和五五年二月、二六五頁以下、同「司法省お雇い外国人 A・パテルノストロの親た明治の日本——日本についての覚書——第一回」紹介——法学研究、第六四卷第一号、平成三年一月、一一頁以下参照。とくに国際法の立場から見たパテルノストロについては、一又正雄『日本の国際法学を築いた人々』日本国際問題研究所、昭和四八年、一六頁以下、五一頁以下参照。

(二) パテルノストロと国際法学

周知のように、パテルノストロは、明治二二年に来日するが、当時わが国は議会運営や条約改正など、内政および外交上解決を迫られた問題を抱えていた多難な時期であった。このような理由から、明治政府は、わが国と事情の似たイタリアから、法学識に優れかつ実務経験の豊かな法律家を選し、法律顧問として雇い入れたのである。パテルノストロはまさに適任の人材であった。彼はイタリアでは、大学で憲法、国際法、条約史を教える法学者であり、また同時に下院議員として活動する政治家であった。⁽¹⁾

彼の故国イタリアの国際法学の歴史は古いが、その評判はわが国において早くから知られており、そしてそれを学ぶことがわが国にとって有益であると考えられていた。

「イタリア学派」の名で知られる新国際法学の創設者マンチーニ（Pasquale Stanislao Mancini, 1817-1888）の名声はパテルノストロが来日した頃にはすでに日本では知られていた。例えば、東京帝国大学法科大学教授で国際法を担当した末岡精一は、明治二〇年にはすでに、イタリアは一九世紀半ばにいたり国際法学の歴史に新しい時代を築くにいたったとし、その立役者が民族、すなわち「ネーション」を「国際公法ノ主トナスヘキノ説」を主張したマンチーニであることを紹介している。⁽²⁾

末岡はそしてさらに、彼に続く国際法学者として、「国際公法ノ主ハネーションニアラズ実ニ国家ナリ」いう「正説」を主張するフィオーレの名をあげ、その著書は「近時ノ国際公法中最モ完全ノ一良書」と賞賛している。⁽³⁾

さらに少し後になるが、明治二五年、金子堅太郎は、イタリアの国際法の歴史伝統を学ぶことはわが国にとって学問上ばかりか実際上もきわめて参考となることを述べている。⁽⁴⁾

すなわち彼は、「伊太利ハ国際公法ノ発達外交官の養成及ヒ軍備ノ拡張ノ三者何レモ完備シテ後始メテ国権ヲ恢復シ全土ヲ統一シタルモノナリ」と述べ、イタリアが諸外国の侵略（干渉）を排除し、その国権（独立）を回復して、国家統一を成し遂げたのは、「羅馬以来発達シタル国際公法ノ正理公道」、「マキャベリー以降ノ外交術」および「兵備ノ充実」の力によるとした。そして彼は、「將來如何ナル国ト雖モ其ノ国権ヲ恢復セント欲セハ」この三者を合わせ持つのは当然であり、「伊太利ノ歴史ハ以テ万世ノ模範トナスヘキナリ」と述べたのである。

そして金子は、国際法はイタリアにおいて誕生したのであり、当時万国国際法学会においてもイタリアの国際法学者は質量とも他国のそれを凌いでおり、なかでもフィオーレとピエラントーニの二人はもっとも有力な学者であると述べている。⁽⁵⁾

ところで、パテルノストロの国際法の師は、「我師マンチーニ」とか「余ノ先師タルマンチーニ」とか彼自身が述べているように、⁽⁶⁾上記のイタリアの著名な国際公法・国際私法学者マンチーニであった。

マンチーニとパテルノストロとの出会いは、ローマ大学であった。イタリア国家統一の翌年の一八七二年、マンチーニはパテルノストロが在学していたローマ大学法学部に国際法（国際私法および国際海法を含む）の正教授として迎えられ、同年一月二三日、ローマ大学で「人類における人民の生命」と題して国際法の開講演説を行い、講義を開始した。⁽⁷⁾

パテルノストロはおそらく尊敬と感動の面もちで、自らも含めてイタリア民族の統一と独立に向けてのイタリア統一運動（リソルジメント）に身を捧げたパテルノストロ家の人々と同様に、イタリア統一運動の闘士でもあったこの世界的に著名な法学者で政治家の講義を聞いたことであろう。

マンチーニは、パテルノストロ自身が語っているように、一八五一年一月二日、トリノ大学での「国際法の基礎としての民族性について」と題する国際法開講記念講演で、イタリア国家統一の実現に向けて、民族自決の原則を高く掲げ、国家および法の民族性を強調し、それを指導原理として国際法を再構築することを主張した。民族もまた個人における法的人格と同様、民族的人格をもち、したがって歴史を通しての国際法の主体はあくまでも民族であり、国際法は彼にとって民族独立のための学問であった。彼のこの記念演説はイタリア国家統一運動の政治的・法的基礎を与えることとなるが、それだけにその反響も大きかった。事実、ウィーン会議によりイタリアの支配者となったオーストリアは外交上の抗議をなし、さらに彼の国際法の講義の停中を求めたのである。⁽⁸⁾

マンチーニの民族主義的国際法理論はイタリア人としての民族意識が高揚したイタリアでは広く受け入れられ、諸外国にも大きな影響を与えた。とはいえ、イタリア以外では彼の学説に対する批判も少なくはなかった。イタリアでも国家統一が成し遂げられ、民族国家としてのイタリアが誕生した後は、しだいに批判が高まり、彼の学説は勢いを失い始める。それはマンチーニの国際法学がイタリア独立のための学問であったことの当然の帰結でもあった。⁽⁹⁾

マンチーニに続く世代を代表する学者であるフィオーレ（Pasquale Fiore, 1837-1914）も最初、国際法の主体は民

族であると主張していたが、後それは国家であるとして改説するのである。⁽¹¹⁾

とはいえ、フィオーレの次世代にあたるパテルノストロがローマ大学でマンチーニの国際法の講義を聴いた頃も名声は高まりこそすれ衰えはしていなかった。実際、一八七四年、マンチーニはベルギーのガンに創設されて間もない万国国際法学会 (Institut de Droit International) のジュネーブ会期でその初代会長に選出されるという名誉に浴し、この全世界の著名な国際法学者の集まる学会を舞台に実践的な活動を開始したのである。

後にパテルノストロが万国国際法学会に多大なる関心を示したのは、師マンチーニがこの学会を拠点として、とりわけ国際私法の統一事業等で華々しい活躍をしていたことも影響していると思われる。⁽¹²⁾

ところで、パテルノストロの国際法学説はどのような特色を持っていたのだろうか。彼は来日前、イタリアのナポリ大学およびパレルモ大学で国際法の講義を行っていたが、体系書を著さなかった。国際法の体系書としては、彼が来日後に明治法律学校および和仏法律学校で行った国際法の講義録があるだけである。書名が「国際法講義」となっているものと「国際公法講義」となっているものの二種類が残されている。慶應義塾大学図書館が所蔵しているのは、明治法律学校で三年間にわたって行われた口述筆記「伊国法律大博士パテルノストロー講述『国際公法講義 完』司法部指定私立明治法律学校講法会出版、明治三十一年九月十七日発行」（全六五九頁）である。本書は、明治法律学校でのパテルノストロの講義を「法学士安達峰一郎」が通訳し、「明治法律学校校友中村藤之進」が筆記したもので、巻末には講義が明治二五年六月一四日に終了したと記され、その後安達峰一郎の「志懷」が付されている。⁽¹³⁾

本書は内容的に水準の高いものである。国際法学者の一又正雄は、本書を評してつぎのように述べている。「この一本は、講義筆記であり、体裁の整った著書ではないが、それまで出た訳書や、簡単な解説書に比して、内容的に非常に充実したものであると思う。このような講義および講義録に、日本国際法学の黎明を告げる大きな証左としての意義を認めたいのである」。⁽¹⁴⁾

本書を概観して気づくことは、パテルノストロのわが国での国際法の講義は、イタリアの大学での講義および研究をもとに、イタリアと日本に関連する事例をも散りばめながら、日本の学生に興味を湧くように工夫されているということである。本書には彼の国際法学者として歩んだ姿が見て取れるのである。

本書は、パテルノストロが国際法の講義を初めて担当し、本当の意味で国際法学者として歩み出すこととなった、思い出深い一八七九年一月二四日のナポリ大学での国際法開講記念講義で始まる。これが冒頭を飾る第一章の「緒論」である。この記念講義で彼は国際法の歴史を語ったが、それは翌年ナポリで『国際法史概説』という書名で発表されている。⁽¹⁵⁾

第二章および第三章は、国際法の原理について叙述している。第二章が「国際法原理汎論」で、第三章が「国民主義」であるが、後者に圧倒的な頁数が割かれている。⁽¹⁶⁾ 彼はここでマンチーニの民族主義的国際法理論を紹介し、反論し、そして自説を展開するのである。彼の叙述には今は亡き師の学恩に応えるべく、師の学説を乗り越えようとする弟子の気負がある。

さらに、例えば、本書の第十七章「戦争法論」中の「海上ノ戦争」（六〇九頁以下）の叙述の元になっているのは、パテルノストロ自身の指摘にもあるように、彼が一八七九年にナポリで出版した著作『海上拿捕およびその裁判について（国際海法）』である。⁽¹⁷⁾ これは彼の国際法学者としてのデビュー作となった研究書である。

ところで、パテルノストロは、この講義録の第一章から第三章において、国際法の基本原理を扱うが、そこで彼は、国際法の主体は民族ではなく国家であると主張する。

パテルノストロによれば、マンチーニは以下のように主張する。国際法と他の一般法との関係は、類と種の関係にあり、類としてみれば国際法は一般法と同じく「社交性」をもってその基本とし、種としてみればそれは「国民主義」、すなわち民族性をもってその基本とする。そして国際法学の基本原理は、法に従って各民族が共存すること

ある。それゆえに国際法学の出発点は民族であって国家ではない。「一国民」、すなわち一族から構成される「国民的国家」、すなわち民族的国家こそ完全な国家である。それにたいして異種の民族から構成される国家は不完全国家である。そして民族的國家建設の運動がつねに勝利することは、歴史の教えるところでもある。

パテルノストロはこのマンチーニの主張に反論する。パテルノストロによれば、理論上、国際法は国家と国家との関係を規定するものである。そして国際法は、個人間の関係を規定する他の一般法が「人類天賦」の「社交性」に基づくと同様、「社交性」にのみ基づき、「国民主義」、すなわち民族性に基づくのではない、という。マンチーニの「国民主義」は確かにある民族に民族精神が芽生え、独立自治の民族國家を建設しようとするときに、すなわち「人類全体ノ合法的団体ヲ組織スル」場合には「強力ナル方法」であることは認める。しかし、一度独立した民族國家を建設した後は、「国際法ノ原位」、すなわち国際法の主体は「意思及ヒ行為ノ一致ニ於テ成立スル共存的団体（即チ國家）」であって、「国民」、すなわち民族ではない。したがって「各国民力各々其平等独立ノ權利ヲ享有シテ國民的國家ヲ形成スルニ至ルマテハ國民ヲ以テ国際法上ノ原位ト為ス」ことはできない。そしてまた、國家は民族的であると否にかかわらず国際法上人格を有するのである。

以上のように、パテルノストロは、マンチーニの民族を中核にした国際法理論に意義を認めながらも、國家を中心据えた国際法理論の立場を採るのである。

- (1) パテルノストロの来日の経緯および経歴については、拙稿前掲「司法省お雇いイタリア人アレッサンドロ・パテルノストロ来日の経緯」二六五頁以下参照。
- (2) 末岡精一前掲「国際公法著書略評」五二六頁。さらにマンチーニについていえば、例えば「日本政府ハスデニ有名ナル伊國マンチーニ刑法草案ヲ大イニ參考シタリシナリ」とボアソナードは述べている。（ボアソナード「日本ト伊太利學術トノ關係」伊學紀事、三号、明治二六年七月、三頁。）
- (3) 末岡精一前掲「国際公法著書略評」五二六―七頁。

- (4) 金子堅太郎（貴族院書記官長、米国ハーバード大学バッチェラー、オフ、ロー、国際公法协会会员）「伊太利国ト国際公法トノ関係」国家学会雑誌、第六一号、明治三十五年三月、一三五—一五一頁。本論説は同年二月一九日例会での講演である。本論説は後に「伊学紀事」第一号、明治三十五年一〇月、伊学協会発行、一三—三二頁に再録された。（金子はこのときすでに伊学協会の会員であった）
- (5) 金子堅太郎前掲「伊太利国ト国際公法トノ関係」一四七頁。
- (6) 伊国法律大博士パテルノストロー講述、法学士安達峰一郎通訳、明治法律学校校友中村藤之進筆記『国際公法講義 完』司法省指定私立明治法律学校講法会、明治三十二年九月一七日発行——明治三十五年六月一四日終講——二〇、五三、六一、八五頁。——なお、彼のマンチーニへの尊敬の年を窺わせるものとして、「伊太利国ノ大外交家タル碩儒マンチーニ」四六頁以下、五三頁参照。
- (7) Augusto Pierantoni, *Storia degli studi del diritto internazionale in Italia*, 2a ed, 1902, Firenze, p. 981. などマンチーニの国際法に関する主要な演説は、P. S. Mancini, *Diritto Internazionale. Prelezioni*, Napoli, 1873 (ed. anast. 1978). に収録されている。
- (8) 伊国法律大博士パテルノストロー講述、法学士安達峰一郎通訳、明治法律学校校友中村藤之進筆記『国際公法講義 完』司法省指定私立明治法律学校講法会、明治三十二年九月一七日発行——明治三十五年六月一四日終講——、四六頁以下。
- (9) マンチーニの経歴およびその学問については、桑田三郎『国際私法と国際法の交錯』中央大学出版社、昭和四一年、三頁以下参照。国民主義については、前掲パテルノストロー講述『国際公法講義 完』四五頁以下参照。
- (10) Sereni, Angelo P., *The Italian Conception of International Law*, New York, 1943, p. 166.
- (11) Sereni, The Italian Conception of International Law, cit., p. 172.
- (12) 前掲パテルノストロー講述『国際公法講義 完』二七—五—六頁参照。
- (13) 「国際法」という書名のものは明治法律学校の講義録で、例えば「伊国法律博士パテルノストロー君講述『国際法講義 完』司法省指定私立明治法律学校講法会出版」(全九〇七頁)には、「明治三十五年六月十四日終講」とあり、通訳は安達峰一郎、筆者は中村藤之進で、内容も含めて「国際公法」とまったく同一である。ただ巻末の安達一郎の「志懐」に「明治廿五年七月十日」と付されているだけである。和仏法律学校の講義録はすべて「国際公法」となっており、通訳が安達峰一郎のものと、本野一郎のものとがある。例えば、「伊国法律大博士パテルノストロ先生口述『国際公法講義』」(全二九四頁)は、明治三十七年一〇月一〇日に発行されたもので、和仏法律学校でのパテルノストロの講義を「仏国法律博士本校講師本野一郎」が

口訳し、「本校校友佐々木茂三郎」が筆記したものである。なお、明治法律学校での彼の講義録の他の刊本については、一又正雄『日本の国際法学を築いた人々』日本国際問題研究所、昭和四八年五二頁以下を参照されたい。

(14) 一又正雄前掲『日本の国際法学を築いた人々』五六頁。

(15) Paternostro, Lineamenti di una storia del diritto internazionale. Prolusione al corso di diritto internazionale nella Università di Napoli, 24 novembre 1879. - L'Istituto di Diritto Internazionale. Nota, Napoli, 1880. 本書の後半部分は、論文「万国国際法学会についての覚書」である。

(16) 「国民主義」について、パテルノストロは「国際法学に於ける国民主義を論ず」法政誌叢、第一一九—一二二号、明治二四年、と題して論文を書いている。

(17) Paternostro, Delle prede, delle riprede e dei giudizi relativi (diritto internazionale marittimo), Napoli, 1879. なお、本書に「こゝには」E. Brusaの好意的な書評がある（Revue de Droit International et de Législation Comparée, Bruxelles et Leipzig, XII, 1880, p. 674sq.）。

(三) パテルノストロと条約改正

明治二三年一月、パテルノストロは、法学協会講談会で「近代法律家ノ義務」と題して講演を行った。⁽¹⁾

講演の中で、彼は、本講演は「道徳的人類及国家ノ生存」と題する「予カ豫テ印刷ニ付シタル著述ノ幾部ヲ復講スルニ過キス」と述べているが、これは一八八一年に郷里シチリアのパレルモ大学の憲法担当の教授に就任した翌年の憲法再開記念講義「道徳的人間と国家生活」⁽²⁾と思われる。

この講演会で彼はいう。今世紀は法律家の時代であり、法律家の過誤は社会にたいして大きな影響を及ぼすから、法律家の義務もまた重大である。法律は社会秩序の基本であり、法律家の義務は法律による社会秩序の維持である。法律を社会秩序の基本とするには遵法の精神が不可欠であるが、この社会道徳を増進するためには、道徳的自由を強

固にし、また道徳感すなわち正義と慈恵の感情を維持しなければならない。法と社会の關係は深いから、例えば、一國の法律を制定するに当たっては、妄りに他國の法律を模倣せず、社会事實をふまへかつ法理に従って行ふべきである。法律は道徳を基礎とし、政治は法律に服従しなければならない。法律家はつねにこのことに留意し、學問を通して法律の精神が社会に受け入れられるように行動しなければならない。⁽³⁾

次いで彼は、明治三十三年二月二三日、一ツ橋外帝国大學講義室で開かれた五大法律学校連合討論会において、「當代欧米法律家ノ國際法ニ關スル一大美挙」と題する講演を行った。⁽⁴⁾

パテルノストロは、「當代法律家ノ義務」では、法律家は社会にたいしてどのような責任を負うのか、つまり法律家の責任ないしは法律家の役割について論じたが、この「當代欧米法律家ノ國際法ニ關スル一大美挙」では、法律家がその責任・役割を果たすべく、どのような活動をなすべきかを述べるために、國際法の領域での、これまでの欧米の法律家の業績をあとづけた。彼は、學問上の真理を實際の問題に生かすのが法律家の理想であるとし、万国國際法学会の設立をその理想が実現された輝かしい例として位置づける。そのうえで彼は、欧米の有力な國際法學者の努力によって設立された万国國際法学会の重要性を認識させ、法律家はそれを拠点として条約改正のための活動を展開すべきであると訴えたのである。彼の万国國際法学会への関心と期待は、おそらく本学会の初代会長を務めた師マンチーニの影響によるものであらう。彼はすでに一八八〇年、本講演の基礎となつた「万国國際法学会——覚書——」と題する論文を雑誌「政治、哲学、社会科学および文学に関する共和国雜誌」に掲載し、そこで万国國際法学会の歴史の意義および各会期での議題を詳しく論じている。⁽⁵⁾

パテルノストロは、本講演で、万国國際法学会設立趣意書および万国國際法学会の諸規則を紹介し、まず本学会が「純然タル學術上ノ結社ニシテ些モ官府的ノ性質」を有せず、「國際法ノ進歩ヲ助クル」ことを目的として設立されたものであると述べる。そしてこの学会は、欧米「文明諸州ニ於テ有名ナル法學者ノ尤物ヲ網羅シ」、彼等のネットワ

ークを通して、言い換えれば、力によらず、思想、言論、正義をもって、世界平和の実現のために戦う団体であると、次のようにいう。「彼等ハ正義ヲ以テ言論ヲ戦ハセマス、彼等ハ自分ノ才力ト學問トノ力ヲ以テ、社会ニ法律上ノ意見ヲ發表シマスル、其ノ雄弁ナル所ノ言論ヲ以テ、各国ノ一般人民ヲ保護スル法律ヲ、日一日ニ明ラカニシテ、此ノ法律上ノ進歩ヲ助ケマスル。」世界の優れた国際法学者の協力によって運営される万国国際法学会は學問と正義の力によって世界の世論を動かすほどの権威を有するものである。最後に彼は結論として、日本はすでに世界を代表する文明国になっているのであるから、万国国際法学会に自国の国際法学者を入会させ、この日本の現況を欧州各国に知らしめるべきであって、そのことが政治的に見てどれほど日本の助けになることであるか、そして世界、否、万国国際法学会も今日日本に関する情報を待っているのであると述べたのである。要するに、不平等条約の改正を望んでいる今このときこそ、日本は領事裁判制度の撤廃の問題に関連して日本の文明化の程度を調査している万国国際法学会を通して、日本が欧米並みの文明国に到達していることを世界の世論に訴えかけるべきであるというのがパテルノストロの見解である。⁽⁶⁾

ところで、彼は「当代欧米法律家ノ国際法ニ関スル一大美挙」の講演後、この講演文を日本語のまま小冊子にし、これに日本の政治・法制度の現状を付記して、ブリュッセルの万国国際法学会事務局のロラン・ジャクマンに送付したようである。ロラン・ジャクマン（ベルギー）は、一八七三年九月にベルギーのガン市で創設された万国国際法学会設立の中心人物で、リベラルな国際主義者であり、さらにまた、一八六九年に創刊された万国国際法学会機関誌で最初の国際比較法學術雑誌「国際法比較法雑誌」(Revue de Droit International et de Législation Comparée)の創始者でもあった。⁽⁷⁾

一八九〇年（明治三年）六月一九日付で、ロラン・ジャクマンからパテルノストロに感謝と依頼の手紙が返ってきた。

「私は貴兄から万国国際法学会にご寄贈のありました日本語の仮綴じの本一冊を受け取りました。この贈呈本には、東京での貴兄の万国国際法学会についての講演が含まれているようですが、私は本学会の名において、貴兄が貴兄の滞在する異国の公衆に対して本学会についてご紹介いただくという光栄に浴しましたことを深く感謝いたします。ところで、貴兄にお願いですが、本書をイタリア語かフランス語に翻訳していただけないでしょうか。本報告書を「国際法比較法雑誌」に掲載いたします。ご承知のように、私はその編集主幹を務めております。ヨーロッパであれアメリカであれ、キリスト教国家に属する人が係わる訴訟との関連で、貴兄が提供された日本における国際法の実行、および裁判制度ならびに現行法に関する論説または情報を公表できますことを喜ばしく思います。無論、貴兄の名前でこの論説または情報は公表されます。敬具。

G. ロランジャクマン

東京御滞在の法律顧問A. パテルノストロ様⁽⁸⁾

ジャクマンは、一八九一年（明治二十四年）のハンブルグの第二会期で、このパテルノストロの講演文書について言及した。このハンブルグ会期で日本人として初めて万国国際法学会の準会員に選出された金子堅太郎は、同学会より送付されてきたその報告書に記されたジャクマンの言葉を紹介している。「千八百九十年東京ニ於テ日本司法省顧問パテルノストロ君ハ国際公法会「万国国際法学会」ニ関スル演説会ヲ催フサレタリ諸君余カ此ノ演説ヲ通読セサリシコトヲ責メルコトナカレ余ハ十分ナル理由ヲ有セリ是レ該演説ハ日本語ヲ以テ印刷セラレタルモノナレバナリ演説者ハ幸イ該演説書ヲ余ニ惠送セラレ之ニ付スルニ演説ノ大意ヲ略説セルモノヲ以テセラレタリ此ノ大意ノ略説ニヨルトキハ彼ノ万里絶東ノ日本国ニ於テ国際公法会ノ本務ハ明説セラレ国際公法会ノ事業ハ賛称セラレタリ」と。⁽⁹⁾

そしてさらに、明治二十三年一〇月二〇日、パテルノストロは、一ツ橋旧帝国大学講義室で行われた「大法律学校の討論会において条約改正についての演説を行った。演題は「国際法學上ヨリ日本帝國ノ条約改正ヲ論ズ」で、それは彼自身が演説の終わりに「数時間」にも及んだと語ったほど熱のこもった大講演であった。⁽¹⁰⁾

この講演で彼は、要するに、日本はすでに法制度の近代化を成し遂げており、いまや国際公法上の権利を享有すべ

き資格を十分に有しているのであるから、領事裁判権を廃止して、日本の裁判権を承認し、日本の領土内にある者はすべてその裁判権に服する義務があるとして、不平等条約の改正を主張したのである。それは日本に極めて好意的なものであった。

この演説の反響は非常に大きかったようだ。それは当時の日本人の条約改正問題に対する関心の高さを示すものであろう。このパテルノストロの「日本条約改正論」は国の内外の新聞や雑誌を通して人々に知られることとなった。

まず、安達峯一郎によって翻訳されたこの講演文は、明治三年二月三日の上記講演「当代欧米法律家ノ国際法ニ関スル一大美筭」と併せて、一冊に纏められ、明治二十四年一月に『国際法及条約改正ニ係ルパテルノストロ氏演述』と題して出版された。⁽¹¹⁾

そしてさらに、本講演文は、同年二月、「序言」を省き、「日本ニ於ケル条約改正ト条約破棄」と改題して、政治雑誌「回天第二号」の「付録」の形で一書として刊行された。本書の「訳者小序」のなかで、安達は「先生ノ所説果シテ世界世論ノ認ムル所トナルヤ否ヤハ今ニ於テ未タ遽カニ断言スヘカラスト雖モ其日本テフ観念ヲ世界ニ広高ニセラル一事ハ正シク真誠学者ノ面目ヲ見ルヘシ」と述べて、師パテルノストロを讃えている。⁽¹²⁾

明治二十四年（一八九一年）、パテルノストロが東京において「国際法学上より日本帝国ノ条約改正ヲ論ズ」と題して講演したことが海外にも知られることになった。その記事が「万国国際法学会年報」に掲載されたのである。⁽¹³⁾

さらに同年（一八九一年）、「国際法学上より日本帝国ノ条約改正ヲ論ズ」は万国国際法学会の機関誌「国際法比較法雑誌」の巻頭論文として掲載された。⁽¹⁴⁾

上記雑誌にパテルノストロが「国際法学上より日本帝国ノ条約改正ヲ論ズ」の講演を行ったという記事が掲載されたり、さらにその講演文が掲載されることになったのは、おそらく上述のジャクマンのパテルノストロへの返信書簡の内容からも推測できるように、ジャクマンの依頼に応えるべく、パテルノストロが講演終了後ただちに、フランス

語の講演文を手直ししてジャクマンに送付したからであろうと思われる。

万国国際法学会は、二回に分けて連載された同論文をさらに一書として装丁し、参考資料として世界各国の政府、政治家および学者に送った。⁽¹⁵⁾

このパテルノストロの条約改正論の「国際法比較法雑誌」掲載の情報はすぐにわが国にも伝えられた。明治二四年七月八日「朝野新聞」は「日本に於ける法典編纂事業」という見出しで、「司法省御雇伊国法学博士パテルノストロ氏は、法典編纂の事業に力を尽くし我邦法律進歩の程度如何を熟知するを以て、青木氏の条約改正の談判を聞くに当たり、改正に関する意見を欧州の新聞紙「雑誌の間違ひ」筆者」に投じ、日本法律の驚くべき進歩をなしたることを論じ、領事裁判権の必要なることを述べた」と書いた。

さらに同年七月に発行された「法学協会雑誌」は、「日本条約改正の問題万国国際法協会の研究資料を為る」という見出しで、上記「国際法比較法雑誌」に付された同誌主幹ロラン・ジャクマンの付注を紹介している。⁽¹⁶⁾ ジャクマンは、同年ハンブルグで開かれる万国国際法学会の総会では、「東洋諸国に在留する欧米基督教国の人民が相手方たる場合に於ける凡ての訴訟に関して如何に東洋諸国の司法制度の改革すべきや」という議題を追加すると述べ、それを論議するためにはパテルノストロの条約改正論文は必読のものとして推奨したのである。「法学協会雑誌」は最後にパテルノストロへの感謝の念を示すと共に彼の主張が欧米の人々の理解を得られるように祈りながら「余輩は学理並びに正義の為にパ（テルノストロ）氏に謝すると同時にハンブルグの会議に於ても我国の為に正義を唱ふるもの多からむことを希望するの情に堪へざるなり」と結んでいる。

ハンブルグの会議でも、ジャクマンが提起した上記の議題に関連して、パテルノストロ論文に触れ、「パテルノストロ君ノ著シキ勉強ヨリ成リタル報告」によって「我々は其ノ領土内ニ完全ナル裁判権を得ンコトヲ熱望セル此ノ帝國ノ裁判官ノ教育、政治及司法上ノ制度及諸般ノ法律ニ驚クヘキ進歩ヲ為セルコトヲ知ルヲ得タリ」⁽¹⁷⁾と言及がなされ

た。

ところで、パテルノストロは、日本における領事裁判権の存続を承認するトワイヌ（イギリス）の論説を批判するという形で日本の条約改正、とくに領事裁判の撤廃についての彼の見解を展開する。⁽¹⁸⁾

パテルノストロはまず序で、日本が国是としている条約改正の事業がまだ効を奏せず、それによって日本の領域主権が侵害されているという現状を鑑みて、日本の独立を完全なものとするために何を為すべきかという観点から、日本の条約改正の問題をあくまでも国際学者としての立場から論じようと思うと断っている。

つぎに、治外法権の歴史を振り返りながら、彼は、国際法は各国家の文明の程度によって適用が可能かどうかが決まるものであり、それは一般に承認されていることだと述べる。なぜなら、文明の程度に差があれば、国際上の交通に不都合が生ずるからである。国際法の適用は、ひとえに文明の程度が現在国際法が実際に適用されている欧米の諸国家と同程度かどうかにかかっているのである。翻って現在の日本を見ると、政治・法制度のどれをとってみても、先進文明国並であって、それらと対等の国際関係を結ぶことは当然であり、従って日本の国際的不平等は、どうみても国際間の必要的国際法に違反する。これを是正するには、世界に向けて世論を喚起するほかない。

すなわち、確かに、今日の日本は現行の不平等条約を締結した当時とは比較にならないほど文明化しており、従って国際法上より見れば「日本ハ今日最早ヤ現行条約ノ有効ナルコトヲ認メザル旨ヲ、諸条約国ニ通牒スルノ権利アルモノナリ」といえる。しかしそれは法理論の上でのことである。

国際政治の上から見れば、「日本今日ノ実況ハ、重大ノ目的ヲ達センガ為メニ眼前ノ小不快ヲ忍バザルベカラザルノ時期ナリ。日本ガ正当ニ国際法上ニ有スル権利ハ、条約取消通知ノ如キ極端方法ヲ用ヒズ、容易スク他ノ良法ヲ以テ回復スルヲ得ベキノ時期ナリ」という。

日本の条約改正についてはすでに、ヨーロッパでは一八七三年（明治六年）に創設された万国国際法学会において

検討がなされている。にもかかわらず、日本は一人の法学者も意見を公にしていない。

条約改正を成功させるための最良の方法は何か。パテルノストロは結論として次のように述べる。「日本国民タルモノ独り内国ニ於イテ宜シク之ヲ談ズルノミナラズ、日本今日進歩ノ実況ヲ知ルニ足ルベキ無数ノ材料ヲ欧米諸国ニ送致シ、世界ノ輿論中最モ勢力アル学者士君子間ノ輿論ヲシテ、日本ノ条約改正が今日ニ於イテ極メテ必要ナリト宣言セシムルノ一方法即チ是ノミ。而シテ此ノ最良方法ヲバ、奮ヒテ物ノ見事ニ実行スルト否トハ、以テ貴国人士一般ノ愛国心ノ強弱ヲ判定スルニ足ルヤ固ヨリフ迄モナシ。若シ諸君ニシテ余ノ意見ヲ賛成シ、余ト共ニ世界ノ輿論ヲ動カシ、日本帝国正當ノ國際權利茲ニ回復セラレ、日本条約ノ大業首尾ヨク成就スルヲ得バ、余ガ國際法学者トシテノ満足果シテ如何ゾヤ」

(1) 伊国大博士パテルノストロ君講述・太田資時君通訳「今代法律家ノ義務」法学協会雑誌、六八号、明治三年一月、六六―六七六頁、および六九号、明治二年十二月、七四―七六五頁。第一回講演については、明治二年六月四日の「東京日日新聞」、「朝野新聞」、五日の「読売新聞」に記事が載っている。なお第二回については「法学協会雑誌」六七号、明治二年一月〇月、六二三頁によれば、明治二年一月一〇日に予定されているが、明治二年一月一六日「読売新聞」によれば、「法学協会講談会は来る一七日午後一時より一ツ橋外の大学講義室に開会 講演者は（今代法律家の義務）パテルノストロ氏 訳述 大田資時氏」とあり、また二〇日の「東京日日新聞」によれば、「一昨三日」に同講演が行われたという記事が見られる。したがって、講演日は一七日か？

(2) Paternostro, A. *L'uomo morale e la vita degli Stati*, Palermo, 1883.

(3) 明治二年六月四日「朝野新聞」および同「東京日々新聞」には本講演の内容についての記事があるが、「法学協会雑誌」六八号に掲載されているものと少し異なるように思われる。

(4) 明治三年二月二日「東京日日新聞」によれば、「五大法律学校連合討論会は明後二三日正午一二時より一ツ橋外帝国大学講義室に聞く由」とし、当日の講演者としてパテルノストロが予定されているが、「講題未定」とされているが、おそらくこのときの講演が「当代欧米法律家ノ國際法ニ関スル一大美筆」と推測される。なお同記事は、同二〇日の「読売」、および同二二日の「朝日」にもあり。なお、「日本之法律」三号も参照。

- (5) Paternostro A., *L'Istituto di Diritto Internazionale. Nota. Estratto della Rivista Repubblicana di Politica, Filosofia, Scienze Sociali e Letteratura del 1 settembre 1880*, Bergamo. なお、万国国際法学会については、高野雄一「万国国際法学会——第六二回ヘルシンキ大会出席の機会に——」国際法外交雑誌八四巻六号（一九八六年）、六五頁以下参照。
- (6) 「当代欧米法律家ノ国際法ニ関スル大美挙」は、「国際法學上ヨリ日本帝國ノ条約改正ヲ論ズ」と共に、「国際法及条約改正ニ係ルパテルノストロ氏演述」と題して、明治二十四年一月に刊行された一本に収められている。両講演ともに、通訳は安達峯一郎がつとめている。
- (7) 万国国際法学会については、高野雄一「万国国際法学会——第六二回ヘルシンキ大会出席の機会に——」国際法外交雑誌八四巻六号（一九八六年）七一頁以下および藤田久一前掲「東洋諸国への国際法の適用」一四八頁以下参照。
- (8) パテルノストロ家文書。手紙は手書きで、「*Justitia et Pace, Institut de Droit International, Secrétariat Général*」と記された万国国際法学会の用紙が使用されている。
- (9) 金子堅太郎「国際公法會報告」国家學會雜誌第六卷六一号、明治三十五年三月、一九四頁以下。
- (10) 明治三年一〇月一日付け「東京日日新聞」では、「——五大法律學校討論會——來一九日（日曜日）正午一二時より神田区一ツ橋旧帝國大學講義室において五大法律學校連合討論會を開く当日の題目は左の如し」とし「国際法學上より日本条約改正を論ず 伊国法律博士 パテルノストロ氏」とあり、演説は一九日となっているが、実際には二〇日に行われた。
- (11) 「国際法及条約改正ニ係ルパテルノストロ氏演述」（安達峯一郎訳、鹿野吾一郎刊）明治二十四年一月。
- (12) パテルノストロ述・安達峯一郎訳「日本ニ於ケル条約改正ト条約破棄」回天社（「回天」号付録）、冒頭に訳者の安達峯一郎の「訳者小序」があり、明治二十四年二月二五日の日付がある。一頁。本書は、「国際法學上ヨリ日本帝國ノ条約改正を論ズ」の第一章以下を収録したもの。
- (13) *Annuaire de l'Institut de droit international* (1928), Session de Hambourg 1891, pp. 1096sq.
- (14) Paternostro, Alessandro, *La revision des traités avec le Japon au point de vue droit international: Revue de Droit International et de Législation Comparée*, XXXIII (1891), pp. 5-29 et 176-200.
- (15) パテルノストロ述、前掲「日本ニ於ケル条約改正ト条約破棄」の訳者安達峯一郎の「訳者小序」。
- (16) 「法学協會雜誌」第九卷七号、二十四年七月、九二—三頁（なお、この記事は「日本ニ於ケル条約改正ト条約破棄」（「回天」号付録）の安達峯一郎「訳者小序」にも収録されている）。
- (17) 金子堅太郎前掲「国際公法會報告」一九三頁以下。

(18) バテルノストロ論文に対するトワイスの反論は、明治三六年、「東洋諸国とくに日本に於ける領事裁判権」と題して「国際法比較法雑誌」に掲載された (Travers Twiss, *La juridiction consulaire dans les pays de l'Orient et spécialement au Japon: Revue de Droit International*, cit., Tome XXV (1893), pp. 213sq.)

(四) 終わりに

バテルノストロの日本での活動を考えると、彼の師マンチーニの影響の大きさを思わずにはいられない。彼はマンチーニがイタリア国家独立のために国際法学者として果たしたと同様の役割を、この外国の日本の独立のために果たしたのである。この意味で彼の演説「国際法學上ヨリ日本帝國ノ条約改正ヲ論ズ」は、マンチーニのトリノ大学での国際法開講記念講演「国際法の基礎としての民族性について」に比肩する。

バテルノストロは日本人の民族意識の高揚を呼び起こしながら、条約改正を実現するには、日本は自国がすでに欧米並みの文明国であることを積極的に世界に訴えることを勧めると同時に、日本の国際法学者は師マンチーニが初代会長を務めた万国国際法学会に入会し、それを通して世界の世論に訴えかけるべきことを主張したのである。このバテルノストロの学問的立場は、領事裁判権の存廃の問題は東洋諸国の文明化の程度によるという、ヨーロッパの伝統的国際法観に立つものである。

バテルノストロのこの助言は日本人に受け入れられた。一八九一年(明治二十四年)、金子堅太郎はハンブルグの第一二期会で日本人として初めて万国国際法学会の準会員に選出され、翌年のジュネーブの第一三会期に出席して、日本はすでに近代的な政治・法制度をもつ文明国であることを訴えたのである。⁽¹⁾

金子が準会員に選出されたのは、ハンブルグの会期で、議題について万国国際法学会が欧米人に日本の調査を付託

しておくよりは、日本人の中から会員を選出して、同学会に出席させ、調査材料を提供させ、そしてその説明をうける方がよいという意見がでたためであった。⁽²⁾それは、日本においてはすでに憲法を初めとする諸法典の編纂により近代的法制度が整備されているという情報が、パテルノストロによって提供されていたことにもよるのである。

金子は学会に「意見書」を提出し、その説明を行った。それは、現行裁判制度に始まり、前近代における裁判制度の歴史、近代における裁判制度の歴史および法典編纂、そして裁判官数、訴訟事件数等を含む司法統計にいたる、わが国の司法を概観したもので、これは後に「日本の司法制度」と題して学会機関誌に掲載された。彼はその冒頭で、パテルノストロの講演「国際法学上ヨリ日本帝国ノ条約改正ヲ論ズ」を資料として引用したのである。⁽³⁾

なお、金子とパテルノストロは、共に伊学協会の会員であったこと、また金子が日本法律学校の校長であったことから関係が深かったようである。例えば、パテルノストロ家文書には、明治二三年九月十三日付けで、同月二一日に举行される日本法律学校の開校式に参列されたき旨の金子のパテルノストロ宛の招待状が残されている。

金子の努力により、日本はすでに欧米文明諸国のそれと同一の司法制度を完備する法治国家となっているということが承認され、それにより東洋諸国中で唯一日本だけがその最終判断のための特別調査に付される決議がなされた。金子は後に、議決後、とくにフィオーレ、ブルーザらイタリア人会員が興味と友情を示してくれたと述懐している。⁽⁴⁾これも、彼らイタリア人法学者とパレルモ大学教授でありかつ下院議員であったパテルノストロとの交友に負うところが大きいといわねばならない。⁽⁵⁾

パテルノストロの万国国際法学会重視の考え方は、彼の助言に基づいたものといわれる上述の明治二五年（一八九二年）五月の榎本演説に明瞭に示されている。榎本はその中で、「国際公法会」、すなわち万国国際法学会の存在に触れ、そこでの決議は確かに欧米「各国ノ同意」と見なすことはできないが、「欧米各国ノ世論ニ影響ヲ及ボス」ことは疑いがないとし、さらに、同年九月にジュネーブで開かれる万国国際法学会の総会の議題の一つに、「日本現行ノ

条約中ニ存スル領事裁判權ヲ廃止スルニ付テ、日本ノ法典ハ欧米各国民ノ生命財産ヲ保護スルニ足ルヤ」の問題が議論されることになっており、そこには会員に選出された金子が出席し報告することになっているが、もし民法商法典が施行延期ともなれば、日本の条約改正に悪い影響が出るかも知れないと危惧しているのである。⁽⁶⁾このように外務大臣が万国国際法学会の総会に言及するのは異例のことである。

最後にパテルノストロの通訳を務め、彼の帰国後も交流をもち、⁽⁷⁾後に国際司法裁判所長官となった安達峯一郎の言葉を引用しよう。明治法律学校におけるパテルノストロの国際法の最終講義の通訳を終えた彼は次のように記した。
「顧フニ国際法ノ後來日本ニ発達スルヲ要スルヤ誠ニ師ノ意ノ如シ、余ヤ不肖ト雖モ諸君ト共ニ此学ニ従事シテ日本国民ノ真地位真利福ヲ暢達セシメン」⁽⁸⁾

(1) ハンブルグ学会の報告書については、金子堅太郎「国際公法学会報告」国家学会雑誌第五卷六〇号、第六卷六一号、明治二五年二月、三月、一二四頁以下、一九二頁以下。ジュネーブ学会への出席および会議の様子については、金子堅太郎「万国公法会議議事の報告」国家学会雑誌六卷七〇号、六卷七一号、明治二五年二月、明治二六年一月、七二三頁以下、七九七頁以下。なお、金子堅太郎（伊学協会会員）「国際公法学会会議報告」伊学紀事、第二号、明治二六年二月、伊学協会発行、二〇頁以下も参照。

(2) 金子堅太郎「万国公法会議議事の報告」国家学会雑誌、六卷七一号、明治二六年一月、七二三頁以下、八〇〇頁以下。

(3) Kentaro Kaneko, *Le institutions judiciaires de Japon : Revue de Droit International et de Législation Comparée*, XXV (1893), p. 338.

(4) 金子堅太郎、前掲「万国公法会議議事の報告」国家学会雑誌、六卷七一号、八一三頁。

(5) フィオーレとパテルノストロの關係に関しては、例えば、パテルノストロが帰国した翌年の明治二六年七月に、安達峯一郎は、フィオーレがパテルノストロの助言によるとして彼の略歴を付けて「国際法典草案」を送ってきたことを記している（「伊学紀事」四号、明治二六年一月、二四頁）。ブルーザについては彼がパテルノストロの著作『海上拿捕およびその裁判について（国際海法）』に好意的な書評を行ったことはすでに述べた。

(6) 前掲「条約改正関係 日本外交文書 追補」、二二七頁以下。

- (7) 明治二六年、安達は赴任先のローマでパテルノストロと会っている。〔法学協会雑誌〕第一一巻二二号、一〇五一頁。）
パテルノストロ家文書には安達の書簡がいくつか残されている。
- (8) パテルノストロ講述、前掲『国際公法講義 完』、六五九頁。